



■計器の選定と運用

1. 選定

(1) 精度（階級）による選定

| | |
|---------------|----------|
| 全負荷電力 | 適合電力量計 |
| 10,000kW以上の場合 | 特別精密電力量計 |
| 500kW以上の場合 | 精密電力量計 |
| 500kW未満の場合 | 普通電力量計 |

(注) これは経済産業省の推奨基準ですが、とくに高い精度を希望する場合は、この限りではありません。

(2) 使用回路（相線式）による選定

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 相線式 | 適合電力量計 |
| 単相2線式回路 | 単相2線式電力量計 |
| 単相3線式回路 | 単相3線式電力量計（単相2線式電力量計を2個使用して計測することもできる） |
| 三相3線式回路 | 三相3線式電力量計 |
| 三相4線式回路 | 三相4線式電力量計（単相2線式電力量計を3個使用して計測することもできる） |

(注) 単相3線式と三相3線式は同一構造のため、単相3線用計器が三相3線回路に、三相3線用計器が単相3線回路に、使用できるように思われますが、回路構成が異なるため測定誤差を生じます。したがって、単相3線回路には単相3線式計器を、三相3線回路には三相3線式計器を正しく使用してください。

(3) 容量による選定

| | |
|--------------------|------------|
| 容量 | 適合電力量計 |
| 300Vをこえる場合 | VT・CT付電力量計 |
| 300V未満で、250Aを超える場合 | CT付電力量計 |
| 300V未満で、250A以下の場合 | 単独計器 |

(注1) 精密電力量計、無効電力量計および埋込取付背面接続普通電力量計は、容量によらずCT付あるいはVT・CT付となります。

(注2) 特別精密電力量計はすべてVT・CT付となります。

(4) 負荷容量による計器定格の選定

電力量計の定格電流は、次の表の負荷容量から選定してください。

1) 単独計器の場合

| 定格電流 [A] | 負荷容量 | | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 単相2線 100V | 単相2線 200V | 単相3線 100V | 三相3線 200V |
| 30 | 3kVA以下 | 6kVA以下 | 6kVA以下 | 10kVA以下 |
| 120 | 12kVA以下 | 24kVA以下 | 24kVA以下 | 41kVA以下 |
| 250 | — | — | 50kVA以下 | 86kVA以下 |

2) 変成器付計器の場合

変成器付計器に使用する CT の定格一次電流は、下表の負荷電流の約 1.5 倍程度で選定してください。

| 負荷容量 | | | | | | | | 負荷電流 [A] |
|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|------------------|------------------|----------|
| 単相2線 100V | 単相2線 200V | 単相3線 100V | 三相3線 200V | 三相3線 3,300V | 三相3線 6,600V | 三相4線 100/173V | 三相4線 240/415V | |
| 0.5kVA以下 | 1 kVA以下 | 1 kVA以下 | 1.7kVA以下 | 28 kVA以下 | 56 kVA以下 | 1.5kVA以下 | 3.6kVA以下 | 5 |
| 1 kVA以下 | 2 kVA以下 | 2 kVA以下 | 3.5kVA以下 | 57 kVA以下 | 114 kVA以下 | 3 kVA以下 | 7.2kVA以下 | 10 |
| 1.5kVA以下 | 3 kVA以下 | 3 kVA以下 | 5.2kVA以下 | 85 kVA以下 | 170 kVA以下 | 4.5kVA以下 | 10.8kVA以下 | 15 |
| 2 kVA以下 | 4 kVA以下 | 4 kVA以下 | 7 kVA以下 | 110 kVA以下 | 220 kVA以下 | 6 kVA以下 | 14.4kVA以下 | 20 |
| 3 kVA以下 | 6 kVA以下 | 6 kVA以下 | 10 kVA以下 | 170 kVA以下 | 340 kVA以下 | 9 kVA以下 | 21.6kVA以下 | 30 |
| 4 kVA以下 | 8 kVA以下 | 8 kVA以下 | 14 kVA以下 | 220 kVA以下 | 440 kVA以下 | 12 kVA以下 | 28.8kVA以下 | 40 |
| 5 kVA以下 | 10 kVA以下 | 10 kVA以下 | 17 kVA以下 | 280 kVA以下 | 560 kVA以下 | 15 kVA以下 | 36 kVA以下 | 50 |
| 6 kVA以下 | 12 kVA以下 | 12 kVA以下 | 20 kVA以下 | 340 kVA以下 | 680 kVA以下 | 18 kVA以下 | 43.2kVA以下 | 60 |
| 7.5kVA以下 | 15 kVA以下 | 15 kVA以下 | 26 kVA以下 | 420 kVA以下 | 840 kVA以下 | 22.5kVA以下 | 54 kVA以下 | 75 |
| 10 kVA以下 | 20 kVA以下 | 20 kVA以下 | 35 kVA以下 | 570 kVA以下 | 1,140 kVA以下 | 30 kVA以下 | 72 kVA以下 | 100 |
| 15 kVA以下 | 30 kVA以下 | 30 kVA以下 | 52 kVA以下 | 850 kVA以下 | 1,700 kVA以下 | 45 kVA以下 | 108 kVA以下 | 150 |
| 20 kVA以下 | 40 kVA以下 | 40 kVA以下 | 70 kVA以下 | 1,100 kVA以下 | 2,200 kVA以下 | 60 kVA以下 | 144 kVA以下 | 200 |
| 30 kVA以下 | 60 kVA以下 | 60 kVA以下 | 100 kVA以下 | 1,700 kVA以下 | 3,400 kVA以下 | 90 kVA以下 | 216 kVA以下 | 300 |
| 40 kVA以下 | 80 kVA以下 | 80 kVA以下 | 140 kVA以下 | 2,200 kVA以下 | 4,400 kVA以下 | 120 kVA以下 | 288 kVA以下 | 400 |

(5) 周波数による選定

電力量計はご使用になる地域の周波数に合わせてください。

50Hz 地域では 50Hz 仕様、60Hz 地域では 60Hz 仕様の電力量計を選定してください。

(6) 取付方式による選定

| 取付方式 | 適合計器 | 備考 |
|---------|---------|----------|
| 表面取付の場合 | 表面取付形計器 | — |
| 埋込取付の場合 | 埋込取付形計器 | 形名末尾に“V” |

(7) 無効電力量計の選定（平均力率を計算する場合）

1) 日間、月間などの平均力率を計算する場合、電力量計のほかに無効電力量計をあわせて使用します。

$$\text{力率} (\cos\Phi) = \frac{\text{1期間平均}}{\sqrt{[\text{1期間の使用電力量 (kWh)}]^2 + [\text{1期間の無効電力量 (kvarh)}]^2}}$$

2) 無効電力量計は一階級のみであるため階級による選定は行いません。無効電力量計の主要構造は電力量計とほぼ同じです。したがって、無効電力量計の選定は、電力量計と同一形状品を使用することが一般的です。

3) 無効電力量計の使用基準

一般には、契約電力が500kW以上の場合に用いられています。

2. 計量装置

電力量 (kWh) または無効電力量 (kvarh) を指示するのが計量装置です。

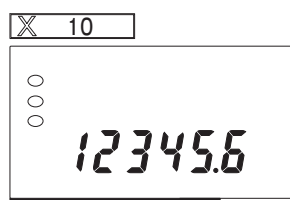
(1) 計量装置の各けたの目量

単位: kWhまたはkvarh

| 計器の種類 | 区分 | 各けたの目量 | | | | | | |
|--------|--------------------|---------|---------|--------|------|-----|------|------|
| 単独計器 | 全負荷10kW未満の場合 | 1,000, | 100, | 10, | 1, | 0.1 | 0.01 | |
| | 全負荷10kW以上の場合 | 10,000, | 1,000, | 100, | 10, | 1 | 0.1 | |
| 変成器付計器 | 10の整数べきを乗率とする場合 | 10,000, | 1,000, | 100, | 10, | 1 | 0.1 | |
| | 合成変成比を乗率とする場合 | 1,000, | 100, | 10, | 1, | 0.1 | 0.01 | |
| | 合成変成比の1/10を乗率とする場合 | 普通計器 | 10,000, | 1,000, | 100, | 10, | 1 | 0.1 |
| | | 精密計器 | 1,000, | 100, | 10, | 1, | 0.1 | 0.01 |
| 無効計器 | | 10,000, | 1,000, | 100, | 10, | 1 | 0.1 | |
| | 特別精密計器 | 1,000, | 100, | 10, | 1, | 0.1 | 0.01 | |

(2) 計量装置の表示例

(a) 10の整数べき倍の場合

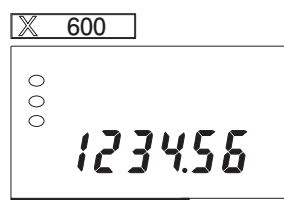


計量装置の読み

表示値: 12345.6 kWh

一次側電力量: 12345.6 × 10 = 123456 kWh

(b) 合成変成比倍の場合



計量装置の読み

表示値: 1234.56 kWh

一次側電力量: 1234.56 × 600 = 740736 kWh

3. 乗率について

計量器の指示値に乗じて使用電力量を算出するための倍率を乗率といいます。

一般に変成器付計器に使用され、計量装置の上方に表示しますが、その種類は次の通りです。

(1) 10の整数べき倍 (10ⁿ倍)

10倍, 100倍, 1,000倍などの10の整数べき倍を乗率とする場合で、計量値の指示から使用電力量を算出するのが容易です。

(2) 合成変成比倍 (R倍)

合成変成比=変圧比×変流比を乗率とする場合で、計器の定格はVT, CTの二次側定格110V, 5Aで作られています。

したがって、あらゆる回路に同一種類の計器をそのまま使用できる利点があります。

(3) 1/10合成変成比倍 (D倍)

上記合成変成比の1/10倍を乗率とする場合で、(2)項同様すべての回路にそのまま使用できます。

(注) 一般に使用電力量の算出が容易な“10の整数べき倍”が使われています。



4. 検定について

(1) 概要

電力量計を料金取引に使用する場合には、“計量法”により検定したもので、しかも検定有効期間内であることが義務づけられています。計量法ではビル、アパートなどの家主と借家人の間の、電気料金の配分に使用される、証明用計器も検定の対象となっています。なお、検定は「指定製造事業者」の指定を受けたメーカーが行う「自主検査」(単独計器に限る)と日本電気計器検定所が行う「検定」があり、どちらも法律上の効力は同じです。

弊社は平成12年1月に「指定製造事業者」の指定を受けております。

(2) 検定の種類

①型式承認を経た検定 (通常の検定)

同一種類の構造の計器を多量に生産、販売しようとする場合、あらかじめ日本電気計器検定所へ型式申請し、詳細な構造、性能の検査がされて合格したものについて、型式承認番号が授与されます。

その後は詳細な試験は省略され、公差、その他の必要最小限の試験項目について、計器個々に検査して検定封印されます。

電力量計の銘板に型式承認番号が記入されているものについては、通常の検定を受けることができます。

②特殊検定 (イキナリ検定)

特殊な仕様の計器については、日本工業規格 (JIS) に規定がないなどの理由により一般化されていないものがあり、申請しても型式承認されないものがあります。

これらの計器については、型式承認と同等の試験 (受験品とは別の試験用計器が必要) を行い、さらに通常の検定を受ける必要があります。

特殊検定は割高で、期間も長くかかり、また種々の制約があるので極力型式承認された計器を使用してください。

③特別検定

変成器組合せ計器の場合、計器より変成器の検定有効期間が長いいため、計器が有効期限を過ぎたり、破損などした場合、計器のみ提出して検定を受けることができます。

ただし変成器の初回検定から14年以内の場合のみ可能です。この場合、変成器を提出する必要はありませんが、特別検定時には「合番号」と「原検定年月」が必須ですので、計器に取付けている合番号票 (金属製) も、同時に提出した方が、検定業務が円滑に進むので便利です。

(3) 検定有効期間

| 計器の種類 | | 定格電流 | 検定証印の有効期限 |
|--------|--------|----------|----------------------|
| 単独計器 | 普通計器 | 60A | 電子式:10年, 機械式:7年 |
| | | 30A 120A | 10年 |
| | | 200A | 10年 |
| | | 250A | 10年 |
| 変成器付計器 | 普通計器 | 5A | 電子式:7年 機械式:5年 (注) |
| | 精密計器 | | |
| | 特別精密計器 | | |
| | 無効計器 | | |
| | 需要計器 | | |

(注) 定格電圧が300V以下の電力量計で定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用されるもの (定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用されるものを除く。) は、検定証印の有効期間が7年になります。 日本電気計器検定所の資料より

(4) 検定有効期間の表示

①単独計器の場合

カバーの正面に貼付けてあるラベルに検定有効期間満了の年月 (西暦年^{※1}) が表示されています。

またカバーのネジ部には封印キャップが施されます。

日本電気計器検定所が行う検定品とメーカーが行う自主検査品は表示が少々異なりますが、どちらも法律上の効力は同じです。

自主検査品



● 基準適合証印ラベル
基準適合証印、有効期限、指示製造事業者番号が表示してあります。

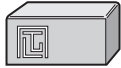


● 封印キャップ
形状は検定品と全く同じですが、刻印がありません。

検定品



● 検定ラベル
有効期限、公的機関の名称が表示してあります。



● 検定証印付封印キャップ
検定証印が刻印してあります。

※検定有効期間満了の年月表記は、2019年より和暦表記から西暦表記に変更されました。

②変成器組合せ計器の場合

検定小判には、検定票と合番号票があります。

計器が表面取付形の場合はカバーに、埋込取付の場合は表面カバーの封印ねじ部に取付られている検定小判 (検定票 (ファイバー製)) に検定有効期間満了の年月 (西暦年^{※1}) が表示されています。計器には、検定票と合番号票が取付られており、この計器と組合せて検定を受けた変成器には合番号票のみ取付られます。

〈検定票 (ファイバー製)〉

表 2026 10 …… 検定有効期限 (2026年10月) を表します。

裏 ^{※2} 東 35781 …… 検定番号を表します。初回検定時は合番号と同じ番号です。

(注) 特別検定後は、計器の検定番号は変わります。

〈合番号票 (金属製)〉

表 ^{※2} 東 35781 …… 合番号票と呼び、計器と変成器の組合せを示す番号です。

裏 2019 10 …… 原検定を実施した年月 (2019年10月) を表します。

※1 検定有効期間満了の年月表記は、2019年より和暦表記から西暦表記に変更されました。

※2 最初の文字は検定を実施した試験所を表します。(東は東京試験所、数字は受付番号を表します。)

(5) 検定公差および使用公差

| 計器の種類 | 力率 | 負荷区分 | 検定公差(%) | | 検定点(%) | 使用公差(%) |
|----------------------------|-------|-------------|---------|------|-----------|---------|
| | | | 単体公差 | 総合公差 | | |
| 普通電力量計 (単独計器 変成器付計器) | 1 | 定格電流の20%超過 | ±2.0 | ±2.0 | 100 50 | ±3.0 |
| | | 定格電流の20%以下 | ±2.0 | ±2.0 | | |
| 精密電力量計 | 1 | 定格電流の10%超過 | ±1.0 | ±1.2 | 100 50 20 | ±1.7 |
| | | 定格電流の10%以下 | ±1.5 | ±1.8 | | |
| | 0.5 | 定格電流の10%超過 | ±1.0 | ±1.3 | 100 50 20 | ±1.7 |
| | | 定格電流の10%以下 | ±1.5 | ±2.0 | | |
| 特別精密電力量計 | 1 | 定格電流の10%超過 | ±0.5 | ±0.6 | 100 50 20 | ±0.9 |
| | | 定格電流の10%以下 | ±0.8 | ±1.0 | | |
| | 0.5 | 定格電流の10%超過 | ±0.5 | ±0.7 | 100 50 20 | ±0.9 |
| | | 定格電流の10%以下 | ±0.8 | ±1.1 | | |
| 無効電力量計 | 0 | 定格電流の100%以下 | ±2.5 | ±2.5 | 100 | ±4.0 |
| | 0.866 | 定格電流の100%以下 | ±2.5 | ±2.5 | 100 50 20 | |

(注1) : ◎II形計器(変成器付計器)..... 5
 III形計器(30A, 60A, 120A)..... 3.3
 IV形計器(200A)..... 2.5
 V形計器(250A)..... 2

(注2) : ①検定公差:検定時の許容誤差(JIS規格値と同一)
 ②使用公差:計器使用時の許容誤差(検定有効期間内の許容誤差)
 ③単体公差:電力量計の誤差
 ④総合公差:変成器と電力量計を組合せた場合の全体の誤差

(6) 組合せ変成器の選定

電力量計と組合せ使用する変成器は次の階級を標準とします。

組合せ変成器の階級

| | | |
|------------------------------|-------------|----------|
| 普通電力量計..... | 1.0級, 1.0W級 | } または相当品 |
| 精密電力量計, 無効電力量計, 最大需要電力計..... | 0.5級, 0.5W級 | |
| 特別精密電力量計..... | 0.3W級 | |

ただし上記より精度のすぐれた変成器を使用してもよい。

5. 故障診断と処置

電力量計に外観上の異常は認められないが、計量値に異常が認められる場合、次の表を参考にして原因を究明し、正常状態に復帰させてください。

| 現像 | 原因 | 調査ポイントまたは故障発生理由 |
|--------------------|--|---|
| 計量しない | 計器への接続誤り | 接続上の注意事項参照 |
| | ヒューズ付VTのヒューズ溶断 | VTの二次側の短絡 |
| | 試験用短絡片の接続忘れ(単独計器の場合のみ) | 接続上の注意事項参照 |
| | 電子部品の破損など | 変圧器, VTなどの故障または雷害による高電圧の進入により、電子部品が破損した場合など |
| 負荷電力に対し過大または過少計量する | 付属変成器と計器の定格値の相異, 乗率の読み, または記入誤り | 銘板記入事項の照合(計器には付属変成器の定格が記入してある) |
| 過少計量 | 計器への接続誤り | 接続上の注意事項参照 |
| | ヒューズ付VTのヒューズ溶断 (全回路共溶断の場合は計量しない) | VTの二次側の短絡 |
| | 試験用短絡片の接続忘れ(単独計器の場合のみ) (全回路共接続を忘れると計量しない) | 接続上の注意事項参照 |
| | 電子部品の破損など (全回路共切断すれば計量しない) | 変圧器, VTなどの故障または雷害による高電圧の進入により、電子部品が破損した場合など |
| | 電力潮流 | 電力潮流のある場合には、逆回転阻止装置を付属した計器を使用する |



■お取扱い上の注意

- ・電力量計のご使用にあたっては、次の事項を必ずお守りください。
- ・計器の取付けや接続は、電気工事などの専門の技術をお持ちの人が行ってください。
- ・安全に関して「危険」「注意」のランクに分けて表示していますが、その内容は次の通りです。
「危険」：取扱いを誤った場合、危険な状態が発生し、感電や死傷にいたる可能性があります。
「注意」：取扱いを誤った場合、焼損や機能低下の可能性あります。

1. 使用前の取扱いに関する事項

(1) 保管

計器はビニール袋などに収納し、逆さまにならないように保管してください。なお保管場所としては次のような場所は避けてください。

- ①振動・衝撃を受ける場所
- ②直接雨水のかかる場所
- ③磁気の影響のある場所
- ④化学薬品などを貯蔵・取扱う場所
- ⑤周囲温度 $-20^{\circ}\text{C}\sim+60^{\circ}\text{C}$ の範囲を超える場所

(2) 運搬

⚠ 注意

計器を損傷させる大きな原因として、運搬時の不注意があります。
計器は下表の値に合格するよう設計・製作しておりますが、運搬にはできるだけ振動・衝撃を与えないようにしてください。

| 機種 | 普通電力量計 精密電力量計 無効電力量計 | 特別精密電力量計 |
|------|---------------------------------|---------------------------------|
| 耐衝撃性 | 最大加速度 500m/s ² 2回 | 最大加速度 200m/s ² 2回 |
| 耐振動性 | 振動数16.7Hz 複振幅4mm | 振動数16.7Hz 複振幅2mm |

(3) 絶縁試験

⚠ 注意

計器取付前および稼動前の絶縁試験を不用意に行うと、計器を破損することがありますので次の事項にご注意願います。

(a) 絶縁抵抗・商用周波耐電圧試験

パルス回路には半導体など使用していますので、電気回路相互間の測定は行わないでください。

電気回路とアース間の測定のみ行ってください。

(b) 雷インパルス耐電圧試験

雷インパルス耐電圧試験は、ベースを非接地としてください。また、この試験はパルス回路には行わないでください。

2. 取付場所・環境に関する事項

⚠ 注意

取付け場所は、次の事項を考慮して選んでください。

- ①振動・衝撃を受けない場所
- ②直接雨水のかからない場所（強化耐候形計器は除く）
- ③磁気の影響のない場所
（外部磁界100ATの場合で1m以上離してください。）
- ④化学薬品などを貯蔵・取扱わない場所
- ⑤冷熱気を受けない場所
（特性保証温度範囲…普通・精密・無効電力量計は $-10^{\circ}\text{C}\sim+40^{\circ}\text{C}$ 、特別精密電力量計は $0^{\circ}\text{C}\sim+40^{\circ}\text{C}$ ）
- ⑥毎月の検針しやすい場所
（取付け高さは床上1m以上2m以下が望ましい。）

3. 計器の取付けに関する事項

⚠ 注意

- ①検定封印あるいは封印線を損傷しないよう注意してください。検定封印はたとえ一個所でも封印線が切れていたり、封印用プラスチックが破損していれば、その封印は無効になりますので損傷しないように取付けてください。
- ②外周部分、端子ブロック部分に損傷を与えないでください。計器の外周部分、端子ブロックに外傷がある場合は精度に狂いを生じたり、パッキン効果が悪くなり、じんあいなどの影響で寿命を短くすることがありますので、ていねいに取扱ってください。

4. 計器の接続に関する事項

⚠ 危険

- ①活線作業はしないでください。
活線での接続作業はしないでください。
感電・電気火傷・機器の損傷や火災のおそれがあります。
- ②電源を入れる前に、必ず配線を確認してください。

⚠ 注意

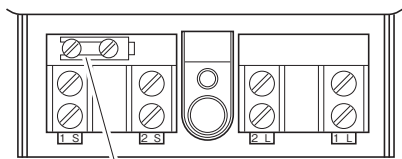
電線接続後必ず端子蓋を取付けてください。
使用中端子部に塵埃が付着し、絶縁劣化の恐れがあります。

(1) 単独計器

単独計器は接続図どおり結線されていれば、負荷力率の変化や三相計器では相順の相違などで誤計量することはありません。単独計器ではとくに次の事項に注意して接続を行ってください。

⚠ 注意

- ①試験用短絡片は必ず接続してください。
単独計器の調整・試験時には、電圧回路と電流回路に別電流を流せるよう、端子が下図のように別々になっています。使用時には試験用短絡片が必ず接続してあることを確認して使用してください。接続していないと計量しません。



試験用短絡片：使用時には、必ず接続する。

- ②端子への接続は確実に締付けてください。
端子には確実に電線を締付けしないと過熱、計量ミスの原因となります。
また、単相3線式回路の中性線の締付け不良は、200V印加による負荷側機器の焼損事故原因となります。
端子ねじの締め付けトルクは、使用されている製品の取扱説明書を参考に確実に電線を締付けてください。

(2) 変成器付電力量計

変成器付電力量計も単独計器と同じく接続図のとおり正しく結線されていれば、負荷力率の変化、相順の相異などでは誤計量することはありません。

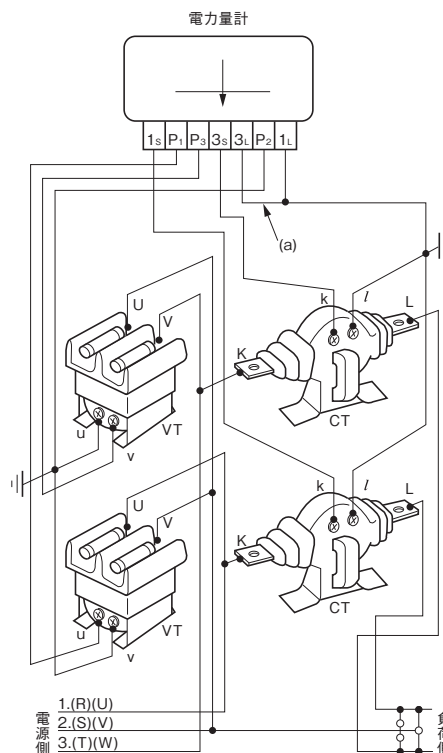
しかし、計器用変成器の端子記号と電力量計の端子記号が異なりさらに単独計器より接続が複雑なために誤りやすいのでご注意ください。三相3線式についての正しい実体配線図は右の図のとおりです。上記のほかにつぎのことにご注意願います。

⚠ 危険

- ①変流器の二次側は開放しないでください。
変流器の誤接続または二次側の開放は高電圧を誘起し、二次巻線が絶縁破壊し、焼損事故になるおそれがあります。
- ②変圧器の二次側は短絡しないでください。
変圧器の誤接続または二次側の短絡は、変圧器の二次側に過大電流が流れ、焼損のおそれがあります。

⚠ 注意

- ①端子への接続は確実に締付けてください。
端子ねじの締付トルクは、使用されている製品の取扱説明書を参考にして確実に電線を締付けてください。
- ②CTの電源側と負荷側に注意してください。
実体配線図のCTは一次側巻込形ですが、貫通CTの場合は一次側導体の電源側はCTのK側に、負荷側はL側になるようにしてください。
- ③1Lと3Lの渡り線を忘れないでください。
三相計器においてCT回路のL側を共通線にした場合、電力量計の1Lと3L端子を短絡する必要があります。(実体配線図において(a)線を必要とします。)





(3) 無効電力量計

無効電力量計は変成器付電力量計と同様の事項に注意すると同時に、無効電力量計特有の問題として次のことに注意する必要があります。

力率の遅れ、進みのいずれかが専用品です。

無効電力量計は遅れ電流負荷回路の測定には「遅電流用」を、進み電流負荷回路には「進電流用」の専用品をご使用ください。(遅電流用を標準としておりますので、進電流用が必要な場合はご指定ください。)

5. 使用時に関する事項

⚠ 注意

①カバーを開けないでください。

計器内部には各種調整装置があり、入念に調整されていますので、調整装置は絶対に動かさないでください。

②使用期間に注意してください。

取引・証明に使用する計器は検定付または自主検査付であり、かつ検定(検査)有効期間内のものを使用しないと計量法違反となります。検定(検査)の有効期間は単独計器の場合はラベルに、変成器組合せ計器の場合は検定小判に表示されていますので、よくご確認の上、検定(検査)有効期間内でご使用ください。検定(検査)の有効期間は1-6ページ「4.検定について」の「(3)検定有効期間」の表をご覧ください。

また、参考用にご使用いただいている計器の使用期間も、検定有効期間を目安としてご使用ください。

③定格の範囲内で使用してください。

誤計量(誤差大含む)や故障・過熱による焼損の原因になります。

6. 保守・点検に関する事項

保守点検時は次の事項をお守りのうえ、電気の専門知識や技術を有する人が行ってください。

⚠ 注意

①端子の結線に緩みがないか。

端子の結線に緩みがないかどうか、保守点検時に確認し、緩みがあれば増し締めを行ってください。

この点検は必ず停電状態で行ってください。

②端子などの充電部へ触れないでください。

保守点検時は端子などの充電部へ触れないでください。

感電、電気火傷、機器の焼損のおそれがあります。

7. 故障時の処置

本計器に異常を生じた場合は、特約店または当社営業相談窓口へお申しつけください。

8. 計器の交換・取外しに関する事項

計器の交換・取外しは次の事項をお守りのうえ、電気の専門知識や技術を有する人が行ってください。

⚠ 危険

活線作業はしないでください。

活線での接続作業はしないでください。

感電・電気火傷、機器の焼損や火災発生のおそれがあります。

9. 廃棄

電力量計を廃棄する場合は、一般産業廃棄物として処理をしてください。